

遇到困难之时 邻里之间相互帮助

“避难行动需支援者 登记制度”

1. 什么是避难行动需支援者 登记制度

为了对发生灾害时，凭自己的力量难以避难的人士进行支援，根据本人的意愿，事先进行登记，对于登记的人士，将在各位地区支援者的协助下，以日常支援为首，在发生灾害时，进行确认是否安全，以及避难引导等支援。登记的信息由市相关部门进行保管，在得到本人同意之后，提供给自治会等可给予协助的地区团体。

2. 谁给予支援

登记的信息将由市相关部门提供给您所在地区的自治会、民生委员儿童委员协议会及地区社会福祉协议会等，可给予协助的团体，在地区人们的协助下进行支援。

3. 提供什么样的支援

由自治会及民生委员 儿童委员协议会、地区社会福祉协议会进行守护、问候及通知地区交流活动等，以日常支援为首，发生灾害时，进行确认是否安全，以及引导从自己家中进行避难等支援。

4. 避难行动需支援者登记对象人员

- 65 岁以上的独居高龄人士
- 白天独居的 65 岁以上的高龄人士・残障人士
- 日常生活需要在支援的重度残障人士
- 获得要照护认定，日常生活需要支援的人士
- 其他需要支援的人士

5. 登记 手续

根据希望支援的人士的申请，制成避难行动需支援者登记台帐。

申请书提交窗口	市役所福祉总务课、地区民生委员儿童委员 协议会、自治会、地区社会福祉协议会
台帐记载内容	住址、姓名、生日、本人联系方式(电话号码、手机号码、传真)、紧急联系方式、特别记载事项

由地区的人们对各位避难行动需支援者进行支援。

为了与地区进行交流沟通，请务必加入地区的自治会。

困ったときにご近所で助け合い

「避難行動要支援者登録制度」

1. 避難行動要支援者登録制度とは

災害が発生した際に、自力で避難することが困難な方を支援するため、事前に本人の意思に基づき登録し、登録された方へ地域の支援者の皆さんの協力を得て、日ごろからの支援をはじめ、災害時の安否確認や避難誘導などの支援を行います。登録された情報は、市が保管し、本人の同意のもとに自治会など協力していただける地域の団体に提供します。

2. 誰が支援してくれるの

登録された情報は、市が、あなたの地域の自治会や民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会など協力していただける団体に提供し、地域の方の協力を得て支援します。

3. どんなことを

自治会や民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会による見守りや声かけ、地域交流事業の案内など、日頃からの支援をはじめ災害が起きたときは、安否確認や自宅からの避難誘導などの支援をします。

4. 避難行動要支援者登録の対象者

- ・65歳以上の一人暮らし高齢者
- ・昼間独居の65歳以上の高齢者・障害者
- ・重度障害者で日常生活上支援を要する者
- ・要介護認定を受け、日常生活上支援を要する者
- ・その他支援を必要とする者

5. 登録手続き

支援を希望される方の申請をもとに、避難行動要支援者登録台帳を作成します。

申請書の提出先	市役所福祉総務課、地区民生委員児童委員協議会、自治会、地区社会福祉協議会
台帳への記載内容	住所、氏名、生年月日、本人との連絡方法（電話番号、携帯番号、FAX）、緊急連絡先、特記事項

なお、避難行動要支援者の皆さんを支援するのは、地域の方々です。
地域とのコミュニケーションを図るためにも是非、地域の自治会に加入しましょう。

6. 登记后的请求

出现下列情况时，请务必与如下负责部门(福祉总务课)进行联系。

- (1) 登记信息项目(住址、电话号码等)发生变更之时
- (2) 不再需要进行登记之时
- (3) 因入住社会福祉设施及住院等而长期不在之时

7. 注意事项

- 本制度的目的仅为通过地区的人们在日常进行相互帮助(互助)，尽量减少发生灾害时的受害程度。支援者请首先确保自身及家人的安全，再对避难行动需支援者进行支援。
- 由市相关部门提供给支援者的信息，除了用于平时的问候及守护等日常性支援之外，还用于在发生灾害时进行避难支援。为了维护支援者与避难行动需支援者之间的信任关系，包括活动中得知的秘密在内，利用时请充分加以注意。
- 并非通过登记便能切实保证获得支援。根据灾害的状况，也会出现发生灾害时，支援者受灾而无法进行支援的情况。并且，支援者对于引导避难行动需支援者进行避难等，也无需承担责任。
- 为了尽量减少灾害造成的损失，最重要的是在日常做好准备。为了防备灾害，避难行动需支援者自身也请始终保持自己保护自身安全(自助)的意识，日常便注意与周围的人士进行交流沟通。
- 请利用“绫濑市防灾危险度地图”，确认您的住宅是否位于泥沙灾害警戒区域。

《主要事前对策》

- 1 防止家具等翻到、坠落。
- 2 对走廊、出入口及通道等进行整理、整顿。
- 3 准备紧急携带物品，并定期对其进行检查。
- 4 储备水及食物等，并进行更新。

如有疑问，请向绫濑市役所 福祉总务课 福祉·生活支援负责部门进行咨询

电话 0467-70-5682

6. 登録後のお願い

次の場合には、下記担当（福祉総務課）まで必ずご連絡ください。

- (1) 登録情報項目（住所、電話番号等）に変更が生じた場合
- (2) 登録の必要がなくなった場合
- (3) 社会福祉施設に入所及び病院に入院等長期にわたり不在する場合

7. 注意していただきたいこと

- この制度は、あくまでも普段からの地域の助け合い（共助）により、少しでも災害時の被害を減らそうというものです。支援者は、まず、自分と家族の安全を確保したうえで、避難行動要支援者の支援に当たってください。
- 市から支援者に提供された情報は、日頃からの声かけや見守り等の日常的な支援のほか、災害時の避難支援を行うための情報です。支援者と避難行動要支援者の間の信頼関係を守るためにも、活動中に知った秘密も含め、その取り扱いには十分に注意してください。
- 登録により確実に支援を保証される（受けられる）ものではありません。災害の状況により、災害時に支援者が被災し、支援できなくなる場合があります。また、支援者は、避難行動要支援者の避難誘導等に関して、その責任を伴うものではありません。
- 災害の被害をできるだけ抑えるには、日ごろからの備えが何より大切です。災害に備えて、避難行動要支援者自身も、常に自分の身は自分で守る（自助）という意識をもって、普段から周囲の方とコミュニケーションをとるように心がけましょう。
- お住まいが土砂災害警戒区域かどうかは、「綾瀬市防災ハザードマップ」をご確認ください。

《主な事前対策》

- 1 家具などの転倒・落下防止
- 2 廊下や出入口、通路などの整理、整頓
- 3 非常持出品の用意及びそれらの定期的な点検
- 4 水、食料などの備蓄及び入れ替えほか

お問い合わせは、綾瀬市役所 福祉部 福祉総務課 福祉・生活支援担当

電話 0467-70-5682

（綾瀬市外国語通訳コールセンター）

避难行动需支援者（申请兼）登记表

如下所示，需要地区福祉守护及在发生灾害时获得支援等，因此进行登记。

并且，本申请基于本人意愿进行，同意向为避难行动需支援者进行支援的地区团体提供信息。

年 月 日

(收件人) 绫濑市长

登记地区分	自治会	区	登记者号码				
区分	<ul style="list-style-type: none"> a 65 岁以上的独居高龄人士 b 白天独居的 65 岁以上的高龄人士・残障人士 c 日常生活需要在支援的重度残障人士 d 获得要照护认定，日常生活需要支援的人士 e 其他需要支援的人士 						
姓名	<p>_____</p> <p>(年 月 日生 岁 男・女)</p>						
住址	绫濑市						
本人联系方式	• 电话号码（本人・邻居等）						
	• 手机（本人・邻居等）						
	• 传真（本人・邻居等）						
紧急联系人	• 请填写近亲者等(子女、兄弟、亲戚等)的联系方式。						
	1	姓名		关系		电话	
		住址				手机	
	2	姓名		关系		电话	
住址					手机		
特别记载事项	• 请填写需要支援的心身状态等。						
地区负责民生委员	姓名		电话号码				

避難行動要支援者（申請兼）登録票

次のとおり、地域福祉の見守り及び災害時の支援等を必要とするので登録します。
 なお、本申請は、本人の意思によるもので、地域の避難行動要支援者を支援する団体に情報を提供することを承諾いたします。

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

登録地区分	自治会 区	登録者番号		
区分	ア 65歳以上の一人暮らし高齢者 イ 昼間独居の65歳以上の高齢者・障がい者 ウ 重度障がい者で日常生活上支援を要する者 エ 要介護認定を受け、日常生活上支援を要する者 オ その他支援を必要とする者			
氏名	_____ （ M・T・S・H・R 年 月 日生 歳 男 ・ 女 ）			
住所	綾瀬市			
本人との 連絡方法	・電 話（本人・隣人等）			
	・携帯電話（本人・隣人等）			
	・F A X（本人・隣人等）			
緊急連絡者	・近親者等（子、兄弟、親戚など）への連絡先を記入してください。			
	1	名前	続柄	電話
		住所		携帯
	2	名前	続柄	電話
住所			携帯	
特記事項	・支援に必要となる心身の状態等を記入してください。			
地区担当 民生委員	氏名	電話番号		